

永平寺町結核対策委員会運営規則を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第41号

### 永平寺町結核対策委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小・中学校におけるツベクリン反応検査及びBCG再接種の廃止に伴い、永平寺町教育委員会が結核対策の管理方針を検討し、専門的な役割を果たすとともに、結核対策の適正かつ円滑な処理に資するため、附属機関設置条例(令和元年永平寺町条例第13号)第2条に規定する結核対策委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、結核対策として以下の事務を行うものとする。なお、プライバシーの保護には十分配慮することとする。

- (1) 学校における結核健診の実施状況及び結果の把握に関すること。
- (2) 精密検査対象児童生徒の管理方針の専門的な検討に関すること。
- (3) 患者発生時における関係機関との協力体制の検討に関すること。
- (4) 地域との連携及び学校における結核管理方針の検討に関すること。

(委員の構成)

第3条 委員会の委員の定数は5名とし、次に掲げる者に教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福井保健所長
- (2) 結核の専門家 1名
- (3) 医師会の代表者 1名
- (4) 学校長の代表 1名
- (5) 養護教諭の代表 1名

2 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は会長が欠けているときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じ招集する。ただし、委員長及び副委員長が定まっていないときは、教育委員会が招集する。
- 2 委員長は、教育委員会から諮問があったとき又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。
  - 3 委員長は、議長となる。
  - 4 委員長は、第3条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
  - 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
  - 6 会議は、原則非公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めたときは、この限りでない。  
(意見の聴取及び資料提出等の要求)
- 第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。  
(会議録)
- 第7条 委員長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。  
(意見書等の提出)
- 第8条 委員会は、調査審議した結果、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事項に関して、教育委員会に意見を述べることができる。  
(守秘義務)
- 第9条 委員及び第6条の規定により会議に出席した者は、審査の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。  
(庶務)
- 第10条 委員会の庶務は、永平寺町教育委員会学校教育課において処理する。  
(委任)
- 第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。